

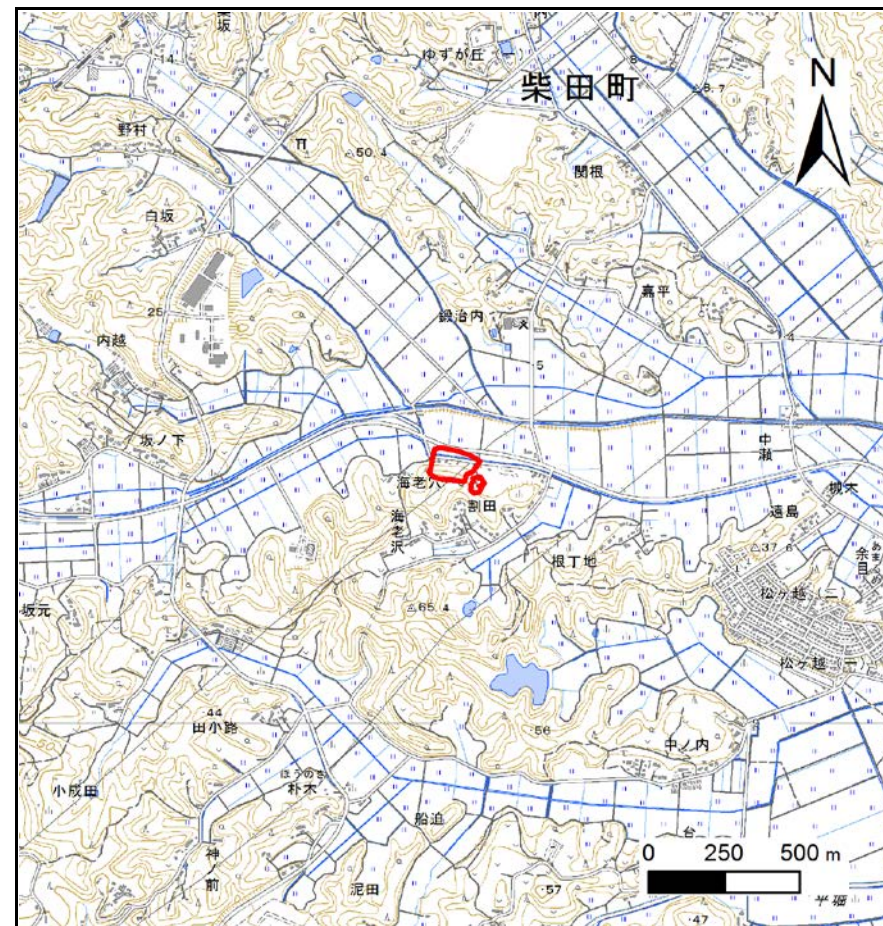
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第885号
告示年月日	平成30年9月28日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-0301
箇所名	丸山の2
所在地	柴田郡柴田町海老穴字丸山、字内田沖
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図2500及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1006号)

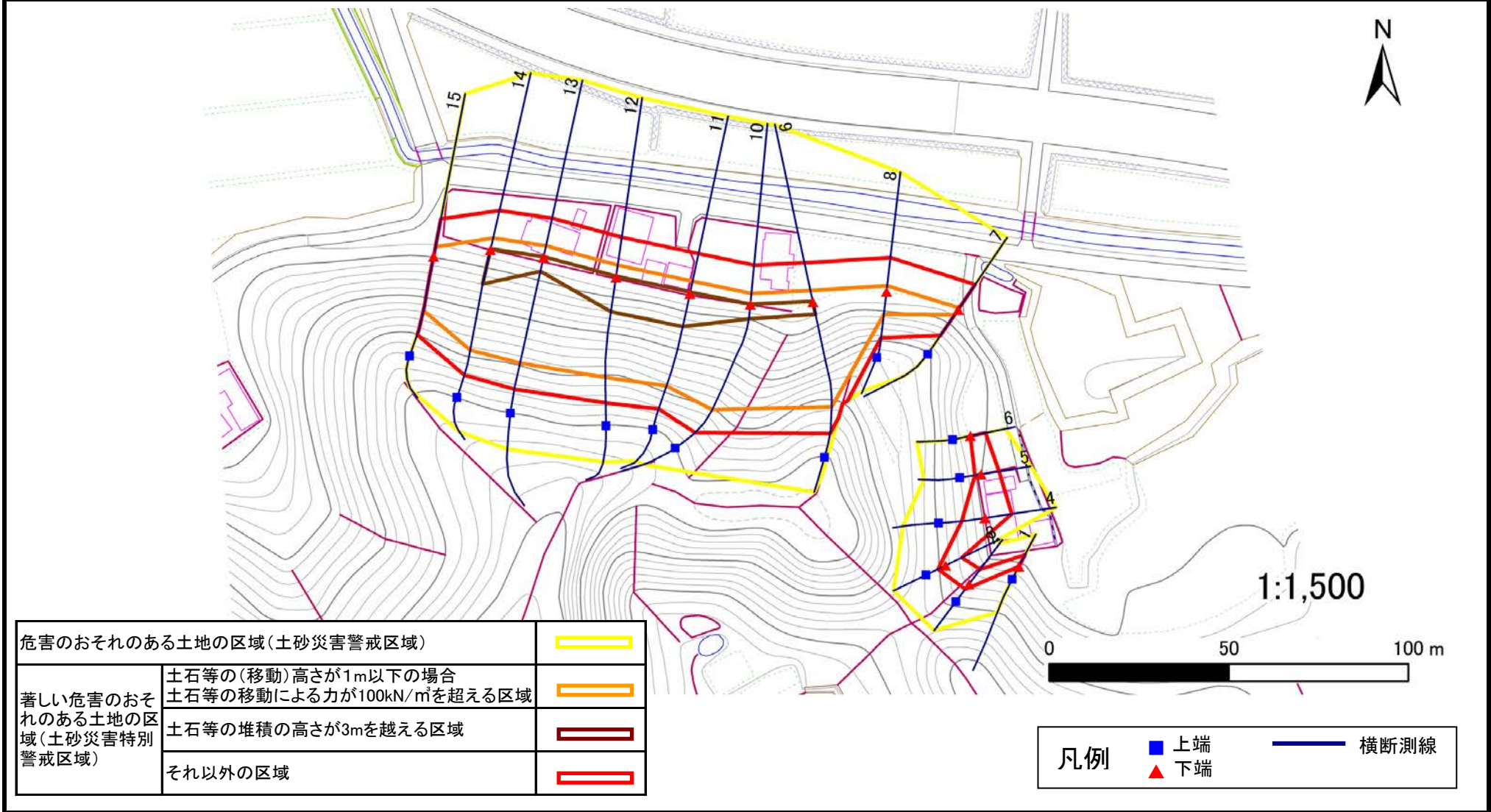
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第885号
告示年月日	平成30年9月28日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0301	箇所名	丸山の2	所在地	柴田郡柴田町海老穴字丸山、字内田沖
---------	------	-----------	-----	------	-----	-------------------



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第885号
告示年月日	平成30年9月28日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0301	箇所名	丸山の2	所在地	柴田郡柴田町海老穴字丸山、字内田沖										
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	63.85	1.00	-	-	10.71	2.12	~							
2 ~ 3	-	-	63.85	1.00	-	-	10.99	2.17	~							
3 ~ 4	-	-	96.93	1.00	-	-	11.11	2.20	~							
4 ~ 5	-	-	96.93	1.00	-	-	11.11	2.20	~							
5 ~ 6	-	-	63.83	1.00	-	-	10.40	2.06	~							
~									~							
7 ~ 8	125.26	1.00	100.00	1.00	-	-	12.68	2.51	~							
8 ~ 9	152.49	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~							
9 ~ 10	152.49	1.00	100.00	1.00	15.76	3.12	15.16	3.00	~							
10 ~ 11	156.68	1.00	100.00	1.00	16.60	3.28	15.16	3.00	~							
11 ~ 12	156.68	1.00	100.00	1.00	16.60	3.28	15.16	3.00	~							
12 ~ 13	155.03	1.00	100.00	1.00	16.16	3.20	15.16	3.00	~							
13 ~ 14	154.29	1.00	100.00	1.00	16.04	3.17	15.16	3.00	~							
14 ~ 15	154.29	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							